

森町手数料条例の一部を改正する条例

森町手数料条例(平成17年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の29号を加える。

- (47) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく、建築物に関する計画の確認又は計画の変更の確認及び通知に対する申請
- ア 当該申請に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合で1件につき床面積の合計がつぎによるもの
- | | |
|---------------------------------|---------|
| (ア) 30平方メートル以内のもの | 14,000円 |
| (イ) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | 21,000円 |
| (ウ) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 32,000円 |
- イ アに掲げる建築物以外である場合で1件につき床面積の合計がつぎによるもの
- | | |
|---------------------------------|---------|
| (ア) 30平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| (イ) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | 25,000円 |
| (ウ) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| (エ) 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | 51,000円 |
- ウ ア及びイに規定する建築物の床面積の合計は、次に掲げる区分による面積について算定する。
- (ア) ア及びイに規定する建築物の床面積の合計は、次に掲げる区分による面積について算定する。
- (イ) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く)、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (ウ) 建築物を移転、修繕又は模様替えをする場合、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1
- (エ) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、修繕又は模様替えをする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 当町以外から確認又は通知を受けた建築物の計画を変更する場合において、

これまでに当町から当該計画の変更に係る確認又は通知を受けたことがない場合にあつては、当該建築物に係る部分の床面積について、それ以外で直前に当町以外から当該計画の変更に係る確認又は通知を受けた場合にあつては、当該建築物の計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について基本額に加算するものとし、加算額は1件につき床面積の合計がつぎによるもの

- (ア) 30平方メートル以内のもの 6,000円(確認の特例の場合にあつては、4,000円)
- (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円(確認の特例の場合にあつては、10,000円)
- (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 27,000円(確認の特例の場合にあつては、21,000円)
- (エ) 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 39,000円

オ 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあつては1の建築物に、つぎに定める金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする

- (ア) 一戸建ての住宅 7,500円
- (イ) 共同住宅 30,000円

(48) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく同法第6条第1項第2号又は第3号の建築物に関する完了検査申請

ア 当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合で1件につき床面積の合計がつぎによるもの

- (ア) 30平方メートル以内のもの 15,000円
- (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 18,000円
- (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円

イ アに掲げる建築物以外である場合で1件につき床面積の合計がつぎによるもの

- (ア) 30平方メートル以内のもの 20,000円
- (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円
- (ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 32,000円
- (エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円

ウ ア及びイに規定する建築物の床面積の合計は、次に掲げる区分による面積について算定する。

(ア) 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く)、当該建築に係る部分の床面積

(イ) 建築物を移転、修繕又は模様替えをする場合 当該移転等に係る部分の床面積の2分の1

エ 当町以外で確認又は通知を受けた建築物の計画において、これまでに当町から当該計画の変更を受けたことがない場合にあつては、当該建築物に係る部分の床面積について基本額に加算するものとし、加算額は1件につき床面積の合計がつぎによるもの

(ア) 30平方メートル以内のもの 6,000円(確認の特例の場合にあつては、4,000円)

(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円(確認の特例の場合にあつては、10,000円)

(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 27,000円(確認の特例の場合にあつては、21,000円)

(エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 39,000円

(49) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する確認申請

ア 工作物を築造する場合1件につき 17,000円

イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合1件につき 12,000円

ウ 当町以外から確認又は通知を受けた工作物の計画を変更する場合(これまでに当町から当該計画の確認又は通知(変更に係る確認又は通知を含む)を受けたことがない場合に限る)にあつては 18,000円

(50) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物の築造に関する完了検査申請

ア 1件につき 14,000円

イ 当町以外で確認又は通知を受けた工作物の計画において、これまでに当町から当該計画の変更に係る確認又は通知を受けたことがない場合にあつては、20,000円。それ以外で直前に当町以外で当該計画の変更に係る確認又は通知を受けた場合にあつては15,000円

(51) 建築基準法第6条第4項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認済証の交付、同法第7条第5項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第18項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付に関する証明書交

付 1 通につき 5 0 0 円

- (52) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 1 8 条第 2 4 項の規定に基づく仮使用認定申請 1 件につき 1 3 0, 0 0 0 円
- (53) 建築基準法第 1 2 条第 8 項に規定する台帳の記載事項(同法第 7 7 条の 1 8 第 1 項の指定の効力を失った、若しくは当該指定を取り消された指定確認検査機関が処分を行った同法第 6 条の 2 第 1 項(同法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定に基づく確認済証の交付、同法第 7 条の 2 第 5 項(同法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定に基づく検査済証の交付又は北海道に置かれた建築主事が処分を行った同法第 6 条第 4 項(同法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定に基づく確認済証の交付若しくは同法第 7 条第 5 項(同法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定に基づく検査済証の交付に関するものに限る。)を証する書面の交付 1 通につき 5 0 0 円
- (54) 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定の申請に対する審査 1 件につき 7 4, 6 0 0 円
- (55) 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の認定の申請に対する審査 1 件につき 5 0, 0 0 0 円
- (56) 建築基準法第 8 5 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査。ただし、同項の規定に基づく申請は、町長が特に必要と認める場合に限り免除することができる。 仮設建築物建築許可申請手数料 1 件につき 1 3 0, 0 0 0 円
- (57) 建築基準法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築許可及び同法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等の使用許可の申請に対する審査 1 件につき 1 3 0, 0 0 0 円
- (58) 建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定の申請に対する審査。ただし、建築物の数には、主たる用途の建築物と用途上不可分の関係にある延面積 5 0 平方メートル以下のこれと附属する建築物は含まないものとする。
ア 1 件につき建築物の数が 1 又は 2 である場合にあつては 9 4, 4 0 0 円
イ 建築物の数が 3 以上である場合にあつては 9 4, 4 0 0 円に 2 を超える建築物の数に 3 7, 5 0 0 円を乗じて得た額を加算した額
- (59) 建築基準法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査。ただし、建築物の数には、主たる用途の建築物と用途上不可分の関係にある延面積 5 0 平方メートル以下のこれと附属する建築物は含まないものとする
ア 1 件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ)の数が 1 である場合にあつては 9 4, 4 0 0 円
イ 建築物の数が 2 以上である場合にあつては 9 4, 4 0 0 円に 1 を超える建築

物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額

- (60) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査。ただし、申請建築物が主たる用途の建築物と用途上不可分の関係にある延面積50平方メートル以下のこれと附属する建築物のみの場合にあつては、当該申請建築物の数にかかわらず、建築物の数は1とする

ア 1件につき、1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物の増築等(以下この号において同じ)の数が1である場合にあつては94,400円

イ 建築物の数が2以上である場合にあつては94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額

- (61) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査。ただし、建築物の数には、主たる用途の建築物と用途上不可分の関係にある延面積50平方メートル以下のこれと附属する建築物は含まないものとする

ア 1件につき、16,200円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額

- (62) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この項において「長期使用構造等確認」という)を受けた場合で当該申請が住宅の新築に係るものである場合にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において同じ)

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 19,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 31,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 48,000円

イ 長期使用構造等確認を受けない場合で当該申請が住宅の新築に係るものである場合にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 206,000円

ウ 長期使用構造等確認を受けた場合で当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合にあっては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 26,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 69,000円

エ 長期使用構造等確認を受けない場合で当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合にあっては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円

オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に(47)の項の規定により算定した額を加算した額

(63) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

ア 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期、譲受人の決定の予定時期並びに管理者等の選任の予定時期の変更のみの場合にあっては、1戸につき1,000円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という)で当該申請が住宅の新築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く)にあっては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において同じ)

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 15,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 24,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 38,000円

ウ 長期使用構造等確認を受けた場合等以外で当該申請が住宅の新築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く)にあっては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該

申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円

エ 長期使用構造等確認を受けた場合等で当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く)にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 34,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 55,000円

オ 長期使用構造等確認を受けた場合等以外で当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く)にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 174,000円

カ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する額に(47)の項の規定により算定した額を加算した額

(64) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この項において「長期使用構造等確認」という)を受けた場合にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において同じ)

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 26,000円

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,000円

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 69,000円

イ 長期使用構造等確認を受けない場合にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該

- 申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額
- (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円
 - (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円
 - (ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円
- (65) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査
- ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 1,000円
 - イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という)(アに掲げる場合を除く)にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において同じ)
 - (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 20,000円
 - (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 34,000円
 - (ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 55,000円
 - ウ 長期使用構造等確認を受けた場合等以外(アに掲げる場合を除く)にあつては、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額
 - (ア) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円
 - (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円
 - (ウ) 住宅の戸数が6戸以上のもの 174,000円
- (66) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 1,800円
- (67) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 1,800円
- (68) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 228,000円
- (69) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号

において「法」という)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

- ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の住宅部分の認定を申請する場合で住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項において「評価機関審査」という)を受けた場合 9, 100円
- イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の住宅部分に係る認定を申請する場合で、建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。(以下この項において「基準省令」という))第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している場合 25, 200円
- ウ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の住宅部分の認定を申請する場合でア及びイ以外の場合 44, 000円
- エ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の住宅部分の認定を申請する場合(ケ、コ、サ、シ又はスに掲げる場合を除く)は、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、オ又はカに定める金額にキ又はクに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、オ又はカに定める金額)
- オ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合
- (ア) 住宅部分の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85, 200円
- (イ) 住宅部分の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118, 000円
- (ウ) 住宅部分の戸数が11戸以上のもの 165, 000円
- カ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合
- (ア) 住宅部分の戸数が2戸以上5戸以内のもの 14, 700円
- (イ) 住宅部分の戸数が6戸以上10戸以内のもの 22, 600円
- (ウ) 住宅部分の戸数が11戸以上のもの 35, 300円
- キ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合 129, 000円
- ク 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合 14, 700円
- ケ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合は、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の住宅部分について、コ又はサに定める金額にシ又はスに定める金

額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、コ又はサに定める金額)

- コ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合で住宅の戸数がつぎによるもの
 - (ア) 2戸以上5戸以内のもの 44,700円
 - (イ) 6戸以上10戸以内のもの 62,900円
 - (ウ) 11戸以上のももの 88,600円
- サ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合で住宅の戸数がつぎによるもの
 - (ア) 2戸以上5戸以内のもの 14,700円
 - (イ) 6戸以上10戸以内のもの 22,600円
 - (ウ) 11戸以上のももの 35,300円
- シ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合で住戸以外のもの 60,600円
- ス 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合で住戸以外のもの 14,700円
- セ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合で、タ又はチに掲げる場合以外で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項において「判定機関審査」という)を受けない場合で非住宅部分のもの 288,000円
- ソ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合で、タ又はチに掲げる場合以外で、判定機関審査を受けた場合で非住宅部分のもの 14,700円
- タ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合で、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。この項において同じ)で計算して認定を申請する場合で判定機関審査を受けない場合で非住宅部分のもの 118,000円
- チ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合で建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合で判定機関審査を受けた場合で非住宅部分のもの 14,700円
- ツ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の全体の認定を申請する場合は、ア、イ又はウ及びセ、ソ、タ又はチに規定する金額を合計した金額とする

テ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の全体の認定を申請する場合は、エ、オ、カ、キ、若しくはク及び、セ、ソ、タ若しくはチ又はケ、コ、サ、シ若しくはス及び、セ、ソ、タ若しくはチに規定する金額を合計した金額とする

ト 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に(47)の項の規定により算定した金額を加算した金額とする

(70) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の住宅部分の変更認定を申請する場合で住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項において「評価機関審査」という)を受けた場合 9,100円

ウ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の住宅部分の変更認定を申請する場合で、建築物省エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。(以下この項において「基準省令」という))第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している場合 16,800円

エ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の住宅部分の変更認定を申請する場合でイ及びウ以外の場合 26,600円

オ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の住宅部分の変更認定を申請する場合(コ、サ、シ、ス又はセに掲げる場合を除く)は、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、カ又はキに定める金額にク又はケに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、カ又はキに定める金額)

カ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合で住宅部分の戸数がつぎによるもの

(ア) 2戸以上5戸以内のもの 49,900円

(イ) 6戸以上10戸以内のもの 70,500円

(ウ) 11戸以上のもの 100,000円

キ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合で住宅部分の戸数がつぎによるもの

(ア) 2戸以上5戸以内のもの 14,700円

(イ) 6戸以上10戸以内のもの 22,600円

(ウ) 11戸以上のもの 35,300円

- ク 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合で住戸以外のもの 70,500円
- ケ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合で住戸以外のもの 14,700円
- コ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の住宅部分に係る変更認定を申請する場合は、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、サ又はシに定める金額にス又はセに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、サ又はシに定める金額)
- サ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合で住宅の戸数がつぎによるもの
- (ア) 2戸以上5戸以内のもの 29,300円
 - (イ) 6戸以上10戸以内のもの 42,400円
 - (ウ) 11戸以上のももの 62,000円
- シ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合で住宅の戸数がつぎによるもの
- (ア) 2戸以上5戸以内のもの 14,700円
 - (イ) 6戸以上10戸以内のもの 22,600円
 - (ウ) 11戸以上のももの 35,300円
- ス 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けない場合で住戸以外のもの 35,700円
- セ 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物が評価機関審査を受けた場合で住戸以外のもの 14,700円
- ソ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合で、チ又はツに掲げる場合以外で、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項において「判定機関審査」という)を受けない場合で非住宅部分のもの 152,000円
- タ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合で、チ又はツに掲げる場合以外で、判定機関審査を受けた場合で非住宅部分のもの 14,700円
- チ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合で、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。この項において同じ)で計算して変更認定を申請する

場合で判機関審査を受けない場合 66,900円

ツ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合で建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建築物法で計算して変更認定を申請する場合で判機関審査を受けた場合 14,700円

テ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の全体の変更認定を申請する場合は、イ、ウ又はエ及びソ、タ、チ又はツに規定する金額を合計した金額とする

ト 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の全体の変更認定を申請する場合は、オ、カ、キ、ク、若しくはケ及び、ソ、タ、チ若しくはツ又はコ、サ、シ、ス若しくはセ及び、ソ、タ、チ若しくはツに規定する金額を合計した金額とする

ナ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に(47)の項の規定により算定した金額を加算した金額とする

(71) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定建築物エネルギー消費性能確保計画の申請に対する審査

ア 住宅(共同住宅を除く)の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分(増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び第68号において同じ)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,300円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 32,400円

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び

- ロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 7
8, 300円
- (イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び
ロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画
を通知する場合 58, 100円
- ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を
通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合
している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる当該計画
に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増
築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び第71号において同
じ)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。同項イ(イ)
並びに次項ウ(ア)及びウ(イ)並びに第71号ウ(ア)及びウ(イ)において同
じ) 257, 000円
- (イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合
している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 98, 800円
- (ウ) 第71号ウ(ア)及びウ(イ)に掲げる場合以外の場合 11, 000
円
- エ 住宅(共同住宅を除く)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供す
る部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部
分につき、第71号ア及びウに規定する金額を合計した金額とする
- オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一
の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、第71
号イ及びウに規定する金額を合計した金額とする
- (72) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第
12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定変
更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の申請に対する審査
- ア 住宅(共同住宅を除く)の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請
し、計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める
金額
- (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び
ロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲
げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額
- a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22, 500円
- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24, 800円
- (イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)
に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる当

該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円
- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 44,900円

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 34,800円

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、計画を通知する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 54,900円

(ウ) 第72号ウ(ア)及びウ(イ)に掲げる場合以外の場合 11,000円

エ 住宅(共同住宅を除く)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、第72号のア及びウに規定する金額を合計した金額とする

オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、第72号のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする

(73) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

ア 住宅(共同住宅を除く)の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合、当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前号ア(ア) a 及び b に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)

に適合している旨の判定を受けていた場合、当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前号ア(イ)a及びbに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合、当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分について、前号イ(ア)の金額

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合、当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分について、前号イ(イ)の金額

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合、当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分について、前号ウ(ア)の金額

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合、当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分について、前号ウ(イ)の金額

(ウ) 第71号ウ(ア)及びウ(イ)に掲げる場合以外の場合、当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分について、前号ウ(ウ)の金額

エ 住宅(共同住宅を除く)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、第73号ア及びウに規定する金額を合計した金額とする

オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、第73号イ及びウに規定する金額を合計した金額とする

(74) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号において「法」という)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。第74号ア(ア)、(イ)及び(ウ)において同じ)の住宅部分の認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)

(ア) 第74号ア(イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合、次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円

- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円
- (イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合、次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 30,600円
 - b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 33,700円
- (ウ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合、次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,600円
 - b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,200円
- イ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ、ウ及びエにおいて同じ)の住宅部分の認定を申請する場合(ウ及びエに掲げる場合を除く)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、第74号イ(ア)に定める金額にイ(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、イ(ア)に定める金額)
 - (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
 - b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 131,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)
 - c 住宅の戸数が16戸以上のもの 223,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、52,000円)
 - (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外 79,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- ウ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、第74号ウ(ア)に定める金額にウ(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、ウ(ア)に定める金額)
 - (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 59,400円(評価機関

- 審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 98,800円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)
- c 住宅の戸数が16戸以上のもの 170,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、52,000円)
- (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外 59,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、第74号エ(ア)に定める金額にエ(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、エ(ア)に定める金額)
- (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 39,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 66,500円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)
- c 住宅の戸数が16戸以上のもの 118,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、52,000円)
- (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外 39,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 259,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- (イ) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 100,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
- カ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の全体の認定を申請する場合は、第74号ア及びオに規定する金額を合計した金額とする
- キ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の全体の認定を申請する場合は、第74号イ及びオ、ウ及びオ又はエ及びオに規定する金額を合計した金額とする
- ク 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる

事項が記載されている場合にあつては、同項に規定する申請建築物(以下この項及び次項において「申請建築物」という)及び同条第3項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という)のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする

ケ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、同項に規定する金額に第47号の規定により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る)を加算した金額とする

(75) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号において「法」という)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき
1,000円

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。第75号イ(ア)、(イ)及び(ウ)において同じ)の住宅部分の変更認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(価機能審査を受けた場合にあつては、7,000円)

(ア) 第75号イ(イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円

(イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合、次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 19,000円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 20,600円

(ウ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合、次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,800円

ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ、エ及びオにおいて同じ)の住宅部分の変更認定を申請する場合(エ及びオに掲げる場合を除く)、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、第75号ウ(ア)に定める金額にウ(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第1

4条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、ウ(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 78,100円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

c 住宅の戸数が16戸以上のもの 137,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、52,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外 46,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

エ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、第75号エ(ア)に定める金額にエ(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、エ(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 36,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 62,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

c 住宅の戸数が16戸以上のもの 112,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、52,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外 36,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

オ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合、当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、第75号オ(ア)に定める金額にオ(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、オ(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 25,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 45, 100円(評価機関審査を受けた場合にあつては、24, 200円)
- c 住宅の戸数が16戸以上のもの 85, 100円(評価機関審査を受けた場合にあつては、52, 000円)
- (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外 25, 400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12, 200円)
- カ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 135, 000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、12, 200円)
 - (イ) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 56, 200円(判定機関審査を受けた場合にあつては、12, 200円)
- キ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合、前号(摘要欄ウ及びエを除く)の規定の例により算定した金額
- ク 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)の全体の変更認定を申請する場合は、第75号のイ及びカに規定する金額を合計した金額とする
- ケ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)の全体の変更認定を申請する場合は、第75号のウ及びカ、エ及びカ又はオ及びカに規定する金額を合計した金額とする
- コ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする
- サ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に第47号の規定により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る)を加算した金額とする

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。